

千代田区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

千代田区教育委員会会議規則（昭和31年10月1日教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第6条 法第13条第2項の規定により教育長に事故があるとき、又は欠けたときにおいて教育長の職務を代理すべき教育委員は、教育長があらかじめ会議で指名し、告示するものとする。</p> <p>2 前項の規定により指名された教育委員（以下「教育長職務代理者」という。）は、教育長に事故があるとき、又は欠けたときにおいて、法第25条第4項の規定に基づき、教育長の権限に属する事務の一部を別に定めるところにより教育委員会事務局の職員に委任又は<u>臨時に代理させる</u>ことができる。</p>	<p>第6条 法第13条第2項の規定により教育長に事故があるとき、又は欠けたときにおいて教育長の職務を代理すべき教育委員は、教育長があらかじめ会議で指名し、告示するものとする。</p> <p>2 前項の規定により指名された教育委員（以下「教育長職務代理者」という。）は、教育長に事故があるとき、又は欠けたときにおいて、法第25条第4項の規定に基づき、教育長の権限に属する事務の一部を別に定めるところにより教育委員会事務局の職員に委任することができる。</p>
<p>備 考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。